

まいづる

次号の折り込みは2月16日(木)

〈舞鶴市ホームページ〉 <http://www.city.maizuru.kyoto.jp/>

※携帯電話用ホームページは下のQRコードから。



まいづる花図鑑

セツブンソウ



キンポウゲ科 見ごろ…2月～3月

山地の木陰などに生える高さ10cmほどの多年草。地中の塊茎から茎葉を伸ばす。葉は3つに深く裂け、さらに羽状に分裂する。総苞葉はふそろいに分裂し茎の先に輪になって付く。早春、総苞葉の中心から花茎を伸ばし、直径2cmほどの花を1つ付ける。白色で花びらのように見えるのは萼で、中心にある花びらは黄色で小さい。名前の由来は節分のころに咲くことから。絶滅危惧種。

協力=瓜生勝朗 市文化財保護委員(植物分野)



金曜日にカレー おいしいね

金小学校の給食に登場

1月20日、市内の飲食店などが取り組む「金曜日はカレーの日プロジェクト」に賛同し、市内の全小学校で一斉に給食でカレーを使ったメニューが出されました。

同プロジェクトは、旧海軍が長い艦上生活で曜日感覚を失わないため、週末のメニューにカレーを出す習慣があり、今でも海上自衛隊では毎週金曜日にカレーが食べられていることにちなみ、昨年12月から市が商工会議所に委託し実施しているもの。

この日、18小学校では、「カレーライス」「カレーうどん」「カレーピラズ」などのメニューが出され、倉梯小では児童たちがカレーライスをおいしそうに食べていました。

おいしそうに食べる児童たち

還付金詐欺に注意を

市役所や社会保険事務局などの職員を名乗り、電話で税金や医療費の還付金手続きのためにスマートフォンなどの現金自動預払機(ATM)へ誘導し、振り込みの指示をして送金させる詐欺が市内で発生しています。



被害に遭わないよう次の点に十分気を付けてください。
◆注意 行政職員がATMへ誘導することはないので、そのような電話があった場合には注意を不審な電話があった場合は、かかってきた電話番号にかけ

直さない一人では判断せず、家族や近所の人、警察へ相談。市役所などの担当部署へ確認。日頃から高齢の両親や祖父母に異変がないか声掛け。
◆相談先 市消費生活センター(市民相談課内、66・1006) 警察総合相談室(9110) 舞鶴警察署(75・0110)

税の申告受け付けが開始

市・府民税、所得税 2月16日～3月15日
個人事業者の消費税 4月20日まで

市・府民税、所得税の申告受け付けが算定、公営住宅の入居審査などにも必要です。受付期間内に忘れず申告をお願いします(所得税の申告をする人や勤務先で年末調整が済んでいる人は市・府民税の申告は不要です)。

市・府民税

◆受付期間 2月16日～3月15日(木)の平日

◆時間 9時～16時

◆場所 市役所、西支所

◆申告書の送付 昨年申告した人については1月下旬に申告書を送付済み。届いていない人や新たに申告が必要になった人は、税務課へ連絡を。詳しくは、同課(66・1026)へ。

所得税、消費税

◆受付期間 所得税：2月16日～3月15日の平日

◆個人事業者の消費税：4月2日(月)までの平日

◆時間 9時～17時

◆場所 舞鶴税務署

詳しくは、舞鶴税務署(75・0801)へ。

24年度市・府民税

控除の一部が改正

平成24年度から市・府民税の控除の一部が改正されます。主な改正内容は次のとおり。

◆扶養控除 年少扶養親族(16歳未満)に対する控除を廃止。特定扶養親族(16～22歳)のうち16～18歳

に対する上乗せ部分(12万円)を廃止

◆同居特別障害者加算の特例措置 同居特別障害者控除が、扶養控除または配偶者控除への加算(23万円)から障害者控除への加算に変更

◆寄附金税額控除の適用下限額 5千円から2千円に引き下げ

詳しくは、税務課(66・1026)へ。

年金・給与所得者の還付

申告相談会場を開設

年金所得者や給与所得者の所得税還付申告は、次の日に開設する申告相談会場でも受け付けます。◆西総合会館：2月1日(水)～3日(金) ◆商工観光センター：2月8日(水)～10日(金)。いずれも時間は9時30分～12時と13時～16時。

おすすめします e-Tax

国税庁では、インターネットで申告や納税ができる「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を推進しています。◆最大4,000円の控除が受けられる(初回のみ) ◆添付書類の提出や提示を省略できるなど便利なe-Taxをご利用ください。

詳しくは、舞鶴税務署(75・0801)へ。

◆電子申告には電子証明書が必要

e-Taxなどの電子申告には電子証明書が必要です。証明書は、住民基本台

帳カードに記録しますので次の窓口で手続きを。

◆発行窓口 市民課か西支所市民・年金係

◆手続きに必要なもの 顔鑑、住民基本台帳カード(顔写真入りでない場合は、顔写真が入った官公署発行の本人確認書類も持参。同カードを持っていない人は同窓口で入手)。

◆手数料 500円(同カードを入手する場合は500円が別途必要)

詳しくは、同課(66・1001)か同係(66・2252)へ。

市税などの納付 お忘れなく 口座振替の利用を

市税や国民健康保険料などの納付には、納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。申し込みは、通帳と届出印、納税(納入)通知書を持って金融機関か郵便局の窓口へ。

納期限が過ぎて20日以上に納付がない場合には、督促状を発送します(市税については、発送後の納付相談や催告書の送付などは、京都地方税機構中丹地方事務所(0773・56・0340)へ移管されます)。納期限内の納付をお願いします。納税課(66・1025)、保険医療課(66・1007)

法人市・府民税の申告書 地方税機構から発送

受け付け窓口の一本化に伴い、これまで市・府からそれぞれ発送していた法人市・府民税の申告書類を2月以降、京都地方税機構から送付します。申告書は京都地方税機構へ郵送で提出(ただし、申告期限が4月2日までの分は従来どおり市・府へそれぞれ提出を)。 納税課(66・1026)、京都地方税機構(075・414・4499)